

日光国立公園
鬼怒川・栗山地域
管理計画書

平成25年4月
関東地方環境事務所

目 次

1	日光国立公園鬼怒川・栗山地域の概況	
(1)	日光国立公園の概況	1
(2)	鬼怒川・栗山地域の概要	1
(3)	公園指定及び公園計画の経緯	4
2	管理の基本方針	
(1)	風致景観の特性	6
(2)	利用の特性	6
(3)	管理の基本方針	6
3	風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
(1)	保全対象と保全方針	7
(2)	各種行為の規制	8
(3)	美化清掃関	9
(4)	関連施策との連携	9
4	適正な公園利用の推進に関する事項	
(1)	各利用施設の整備方針	10
(2)	各利用施設の管理方針	10
(3)	利用にあたっての遵守事項	11
(4)	歩く利用の推進	11
(5)	奥鬼怒林道に関する取扱い	11
5	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
(1)	公園事業取扱方針	12
(2)	許可、届出等取扱方針	23

1 日光国立公園鬼怒川・栗山地域の概況

(1) 日光国立公園の概況

日光国立公園は、昭和9年12月4日、阿寒、大雪山、中部山岳及び阿蘇国立公園とともに指定された。当初、指定区域は日光、尾瀬及び奥鬼怒地域であったが、昭和25年に区域が拡張され、那須、甲子、塩原、藤原、栗山及び足尾地域が加えられた。その後、平成19年に尾瀬地域が尾瀬国立公園として分離した。

公園区域は、福島、栃木及び群馬の三県にまたがり、山岳地、高原、湖沼、瀑布、湿原など多様な自然景観を有している。また、湯量豊富な温泉にも恵まれている。

日光国立公園の一帯は、那須火山帯に属する山岳地で、シラネアオイの群生地として知られる日光国立公園最高峰の日光白根山(2,578m)をはじめ、古くから信仰の山として名高い男体山(2,486m)、今なお火山活動が活発な那須岳(1,915m)など2,000m級の山々が連なる。また、山麓には那須高原や霧降高原などの高原に、原始性の高い亜高山性針葉樹林やミズナラ林などの森林が広がっている。中禅寺湖、西ノ湖、湯ノ湖、菅沼、丸沼などの火山活動に起因する湖沼や、華厳ノ滝、竜頭ノ滝、湯滝、霧降ノ滝など多数の壮大な瀑布、レンゲツツジやワタスゲなどの湿原植物が咲き乱れる戦場ヶ原や鬼怒沼湿原に、紅葉の美しい渓谷美が彩りを加えている。また、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ニホンザルといった哺乳類をはじめとする多くの動物が生息している。

また、豊かな自然景観を誇る一方で、世界文化遺産にも登録された神社仏閣をはじめとする数々の歴史的建造物とそれを取り巻く自然景観との見事な融合が、日光国立公園の特徴でもある。

日光国立公園は、これらの豊かな自然景観と人文景観に加え、温泉に恵まれた利用拠点を多数有し、さらに首都圏からの利便性が高いことから、四季を通じて多くの人々が訪れ、利用者数は年間1,791万人(平成20年)にのぼる。

(2) 鬼怒川・栗山地域の概況

鬼怒川・栗山地域は、日光国立公園の中央部に位置し、周囲は同国立公園の日光地域、那須甲子・塩原地域及び尾瀬国立公園と接している。栃木県日光市(旧今市市、旧藤原町及び旧栗山村)にあり、面積は43,993haである。

この区域は、鶏頂山、女峰山、太郎山、鬼怒沼山、黒岩山等に囲まれ、我が国の中でも高地に位置する高層湿原である鬼怒沼がある。また、鬼怒川、川治、川俣、湯西川、奥鬼怒等の温泉地や五十里湖、八汐湖、川俣湖等のダム湖が存在し、龍王峡、瀬戸合峡等の渓谷美も見られる。

ア 区域及び公園計画の概要

行政区画	栃木県日光市
面積	43,993ha
土地所有	国有地、公有地、民有地
保護規制計画	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域指定湖沼（鬼怒沼）
利用施設計画	<p>1 集団施設地区 鬼怒川</p> <p>2 道路 （車道）逆川川俣線、日光栗山線、五十里湖黒部線、川治女夫湫温泉線、宇都宮米沢線、塩原藤原線 （歩道）湯元日光沢線、中宮祠野門線、女夫湫尾瀬沼線、鬼怒川鶏頂山線</p> <p>3 単独施設 （園地）湯西川、土呂部峠、見晴峠、瀬戸合峽、鶏頂山、五十里、白滝、川治温泉、太閤の滝、竜王峽、高德 （宿舎）湯西川、川俣温泉、女夫湫温泉、奥鬼怒温泉、川治温泉 （避難小屋）鬼怒沼、温泉ヶ岳 （休憩所）五十里、竜王峽 （スキー場）湯西川、鶏頂山 （駐車場）川俣温泉、女夫湫温泉、五十里 （給水施設）川俣温泉</p> <p>4 運輸施設 （一般自動車道）山王峠八丁湯線 （索道運送施設）鬼怒川温泉丸山線</p>

イ 自然環境及び風致景観の概要

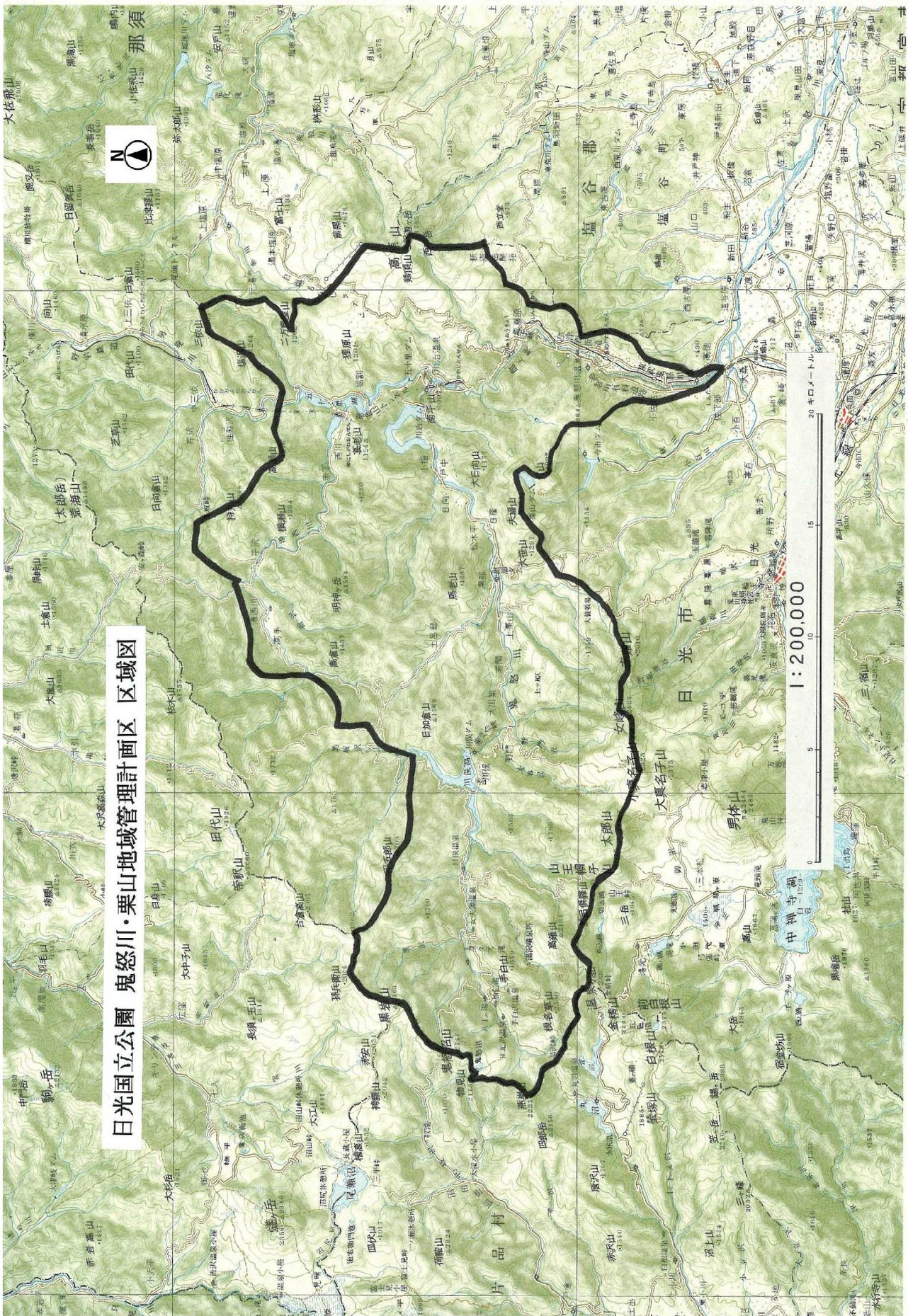
標高	300m（日光市高德・国立公園境界）～2,483m（女峰山）
気候	本地域は日本海型気候区と太平洋型気候区の接点に位置し、山岳部は中央脊梁山脈の一部をなしている。このため、気候の変化が大きく、特に冬季の気象条件は厳しい。気温は標高が高いため、年間を通して低く、降水量は平地よりかなり多い。また、冬季は北西季節風が山岳部まで及び雪を降らせるが、県境付近を除いて量は少ない。

	<p>年平均気温 9.2℃（日光市五十里）、7.4℃（日光市土呂部） 年降水量 1,489mm（日光市五十里）、1,395mm（日光市土呂部）</p>
地形地質	<p>本地域は、北部・西部に位置する帝釈山地、東部に位置する高原火山山地と南部に位置する日光火山山地に囲まれた地域である。</p> <p>西部の県境付近には鬼怒沼山等の標高2,000m級の山々が分布するが、東部は標高1,300～1,600mの山稜からなり、鬼怒川、湯西川及びそれらの支流により開析された浸食山地となっている。</p> <p>高原火山山地は、釈迦岳、鶏頂山等からなる第四紀の火山山地であり、その西側には南平山山地が分布し、鬼怒川が龍王峡等の深い峡谷をつくりながら南流している。</p> <p>日光火山山地は、女峰山等の成層火山や太郎山、小真名子山等の溶岩円頂丘（溶岩ドーム）からなる第四紀の火山山地である。</p> <p>本地域の地質としては、地域の基盤をなす古期堆積岩類（粘板岩、砂岩、チャート等―日光市川俣・湯西川地域等に分布）、先新第三紀火成岩類（花崗岩類―日光市大滝沢・川俣等に貫入岩体として分布）、新第三系中新統火成岩類（緑色凝灰岩を主とする流紋岩、湯西川カルデラ堆積層―鬼怒川上流部・湯西川地域等に分布）、鮮新統火成岩類（石英安山岩質凝灰岩を主とする土呂部カルデラ堆積層―日光市土呂部周辺に分布）、日光火山群や高原火山群の火山噴出物（安山岩類）、第四紀の湖成堆積物（川俣層）・段丘堆積層・火山灰層及び完新世の河川・湿原堆積物がみられる。</p> <p>本地域にみられる地形・地質や自然現象のうち、特に注目すべきものとしては、瀬戸合峡、竜王峡、楯岩、日光沢ノ滝、ヒナタオソロシノ滝、オロオソロシノ滝、白滝、虹見の滝、湯沢の噴泉塔がある。</p> <p>また、五十里湖、八汐湖、川俣湖等の人造湖がある。</p>
植生	<p>本地域は、鬼怒川温泉周辺のコナラ等の低山帯から奥鬼怒のコメツガ、アスナロ、オオシラビソ等の亜高山帯までの植生がみられる。</p> <p>その特徴は、チシマザサを林床に持つブナ林やハイイヌガヤ、ヒノキアスナロ、エゾユズリハ、チョウジギク等の日本海型の植生が栗山地域に多くみられることである。</p> <p>また、標高約2,020mに位置する鬼怒沼湿原には大小50余の池塘があり、栃木県ではここだけに産するホロムイソウがみられる。</p> <p>学術上注目すべき植物群落としては、日光市栗山北部のブナ・ミズナラ林、鬼怒沼山周辺の針葉樹林、鬼怒川沿岸にみられるシライヤナギ自生地、高地に位置する高層湿原である鬼怒沼湿原、野門等のミズバショウ群落、瀬戸合峡のアカマツ群落、高原山のイラモミ群落、月山のアカヤシオ群落等がある。</p>

動物	<p>本地域は、豊かな森林が維持されており、豊富な動物相を有している。</p> <p>哺乳類では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、ニホンリス、ムササビ、ノウサギ等18種の生息が確認されている。</p> <p>鳥類では、クマタカ、オオタカ等の猛禽類を始めとする森林性の種や人工湖を生息地とするカモ類等116種の生息が確認されている。</p> <p>は虫類では、マムシ、ヤマカガシ等7種が、両生類では、ハコネサンショウウオ、トウホクサンショウウオ等11種の生息が確認されている。</p> <p>魚類では、イワナ、ヤマメ、ニジマス、カジカ、コイ、ワカサギ等放流魚種を含め12種の生息が確認されている。</p> <p>昆虫類では、調査が必ずしも十分ではないが、蝶類77種、カミキリムシ類234種等多くの記録があり、注目すべき種としては、オオゴマシジミ、クロヒカゲモドキ、キベリカタビロハナカミキリ、フタスジカタビロハナカミキリ、メススジゲンゴロウ等がある。</p>
人文	<p>鬼怒川上流には鬼怒川温泉、川治温泉、川俣温泉、奥鬼怒温泉が、湯西川上流には湯西川温泉がある。</p> <p>鬼怒川温泉は、昭和4年の東武日光線の開通以後急速な発展を示し、現在では上流に位置する川治温泉とともに全国でも屈指の温泉郷となっている。</p> <p>湯西川温泉は歴史が古い温泉で、平家落人の伝説を秘め、すでに江戸時代から温泉宿があった川俣温泉とともに、戦後、交通機関の発達等により発展した温泉地である。</p> <p>奥鬼怒温泉郷は、鬼怒川最上流の溪間に位置する八丁ノ湯、加仁湯、日光沢温泉及び手白沢温泉からなる。</p>

(3) 公園指定及び公園計画の経緯

- 昭和9年12月4日 指定（日光・尾瀬・奥鬼怒地域）
- 昭和13年5月13日 特別地域指定、制限緩和地区指定
- 昭和25年9月22日 区域拡張（那須・甲子・塩原・藤原・栗山地域）
- 昭和32年4月5日 特別保護地区指定
- 昭和40年3月19日 特別保護地区指定（太郎山及び女峰山北斜面）
- 昭和46年11月13日 指定湖沼指定（五色沼・鬼怒沼）
- 平成9年9月18日 公園区域及び公園計画の全般的な見直し（日光地域再検討）
- 平成17年7月12日 日光地域第一次点検（特別地域の縮小：鬼怒川地域）
- 平成19年8月30日 尾瀬国立公園の分離（鬼怒川桐山地域の一部面積縮小）



日光国立公園 鬼怒川・栗山地域管理計画区 区域図

2 管理の基本方針

当該地域は、日光国立公園の中央部に位置し、鬼怒川及び湯西川の溪流沿いに利用拠点が点在する一団地である。日光地域とは、地理的に繋がっており、生物相についても連続性があるものの、利用の様態については、別の利用圏を構成していることから、当該区域を鬼怒川・栗山管理計画区として位置付け、管理方針その他必要な事項について定めるものとする。

(1) 風致景観の特性

本管理計画区は、鬼怒川及び湯西川の上流域に位置し、日本の中でも高地に位置する高層湿原として学術的価値が高く、周囲のクロベ低木林とともに優れた自然景観を呈している鬼怒沼、火山地形や高山植物群落のみられる太郎山及び女峰山の山頂付近、コメツガ等の自然植生のみられる於呂俱羅山、根名草山及び太郎山、女峰山の北側斜面、クリ、ミズナラ、コナラ等の良好な植生のみられる公園計画車道沿線及び鬼怒川温泉周辺など多様な植生が成、維持されている。

また、瀬戸合峡や龍王峡等の渓谷美や湯沢の噴泉塔といった自然現象がみられる。

さらに、豊かな植生に支えられ、哺乳類や鳥類等数多くの野生動物が生息する地域となっている。

(2) 利用の特性

本管理計画区には、鬼怒川温泉、川治温泉、川俣温泉、奥鬼怒温泉、湯西川温泉等多くの温泉地を擁しており、首都圏に近いこともあり多くの利用者が訪れている。

自然豊かな山岳地である奥鬼怒温泉周辺から太郎山、女峰山に掛けては、利用者数は多くないものの、ハイキングや縦走登山を楽しむことができる。また、奥鬼怒温泉郷がこれら登山利用や溪流釣り等の利用拠点となっている。

その他、鬼怒川、川治、川俣、湯西川等の温泉地では、温泉地周辺の渓谷沿いを散策する探勝利用が多い。

また、高原を通過する自動車道路が多く、塩原藤原線道路（日塩もみじライン）といった高原道路の沿線は眺望に優れ、秋の紅葉時に利用のピークを迎える。

また、鶏頂山周辺においては、冬季のスキー利用が盛んである。

(3) 管理の基本方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

- ・ 本管理計画区の多くの部分を占める山岳地の保全を図る。その際、鬼怒沼の湿原植生や女峰山、太郎山等の高山植生など、特に良好な状態で残されている植生の保全に配慮する。これらの山岳地の登山や自然探勝の利用については、自然に大きく手を加えない歩道による利用形態を主とすることから、登山者の責任において事故のないよう努めることとする。
- ・ 各所に点在する滝や渓谷、人造湖を含む湖沼、湯沢の噴泉塔などの特異な自然現象が見られる地区について、その周辺の自然環境とともに保全を図る。また、展望台などにおける良好な利用環境の確保に努めることとする。
- ・ 渓谷や道路沿線では、季節には多くの利用者が、紅葉をはじめとする風致景観を楽しんでいる。こうした四季を感じることをできる風致景観の維持に努める。
- ・ 温泉地を多く擁しており、首都圏に近いこともあり多くの利用者が訪れていることから、これらの利用拠点における良好な利用環境の維持に努める。

3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1) 保全対象と保全方針

保 全 対 象	地 種 区 分	保 全 方 針
鬼怒沼（指定湖沼） 及びその周辺	特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域	日本の中でも高地（標高2,020m）にある高層湿原として学術的価値が高い地域であり、周囲のクロベ低木林とともに、その原生的な風致景観の保護を図る。また、鬼怒沼に隣接する物見山南東側斜面のオオシラビソ等の自然植生をはじめとする優れた風致景観の保護を図る。
女峰山及び太郎山北側斜面	特別保護地区 第1種特別地域	成層火山の女峰山及び溶岩円頂丘（溶岩ドーム）を持つ太郎山の北側斜面で、高山帯及び亜高山帯の原生的な自然環境を有している。日光国立公園の核心的な山岳景観を構成する地域であり、厳正に風致景観の保護を図る。
奥日光稜線部及び北側斜面	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	女峰山、於呂俱羅山、根名草山及び物見山にわたるコメツガ等の自然植生を有する奥日光の主要な山岳景観を構成する地域であり、その優れた風致の保護を図る。
瀬戸合峡及び龍王峡	第1種特別地域 第2種特別地域	ミズナラ等の自然植生が見られ、ツツジや紅葉の時期には素晴らしい風景となる鬼怒川・栗山地域の渓谷美を代表する地域であり、その周辺環境や視点場とともに優れた風致の保護を図る。
ヒナタオソロシノ滝、オロオソロシノ滝、日光沢ノ滝、蛇王の滝、白滝等	第1種特別地域 第2種特別地域 普通地域	溪流に恵まれた鬼怒川・栗山地域の風致を構成する要素として重要な滝である。その周辺環境や視点場とともに優れた風致の保護を図る。
高原山西側斜面	第2種特別地域	コメツガ、ブナ等の良好な自然植生で構成される優れた自然環境を有する地域であり、その優れた風致の保護を図る。

湯沢噴泉塔	特別保護地区	噴孔から湧き出した温泉に含まれる炭酸石灰が外気に触れて結晶になり、塔状に成長したものであり、国指定天然記念物に指定されている。成長には長い年月がかかるものであり、厳正に景観の保護を図る。
五十里湖、八汐湖、川俣湖等	第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域	水に恵まれた鬼怒川・栗山地域には、洪水調節、利水、発電のために数多くのダムが設置されている。中でも堤高100mを超える五十里ダム、川俣ダム及び川治ダムは、それぞれ大きな人造湖を有しており、その周辺環境とともに風致の保護を図る。
公園事業車道沿線特別地域	第2種特別地域 第3種特別地域	川治女夫淵温泉線、五十里湖黒部線、塩原藤原線の各道路（車道）沿線の地域であり、道路からの風致について、道路沿線地域の良好な植生とともに保護を図る。
鬼怒川温泉周辺、川治温泉周辺、湯西川温泉周辺、女夫淵温泉、奥鬼怒温泉	第2種特別地域	首都圏を控え多くの利用者を迎える温泉地であり、多くの利用者の利用環境を守るため、良好な風致を保護する。

(2) 各種行為の規制

国立公園は、生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担う（「生物多様性国家戦略2012-2020」（H24.9.28）閣議決定）こととされている。国立公園においては自然公園法により各種行為が規制されており、各種方針のもとその運用及び下記施策により保全対象を中心とした自然環境や風致景観の保護を図る。

ア 車馬等に関する取扱い

(ア) ヘリコプター

遊覧飛行については、騒音により地上の公園利用者に著しく不快の念を与える恐れがあり、また、野生生物への影響が懸念されるため行わないよう指導するものとする。

(イ) スノーモービル、四輪駆動車等の自動車、オートバイ

車道外への乗り入れについては、野生生物の保護上及び静穏を保つ上で障害となる恐れが大きいため、次に該当する場合は、行わないよう指導するものとする。

- ① 高山植物群落、湿原等貴重かつ脆弱な植生に重大な影響を及ぼすことが予想される場合
- ② 野生動物の生息地、繁殖地として重要な地域において、野生動物に影響を及ぼすことが予想される場合
- ③ 騒音により利用環境が損なわれることが予想される場合
- ④ その他自然環境に重大な影響を及ぼすことが予想される場合

イ 修景緑化指針

各種行為の実施に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないように、「自然公園における法面緑化指針(案)」(平成20年4月環境省自然環境局)(参考資料3)を参考として修景緑化を実施するものとする。

ウ 大規模施設に関する取扱い

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される大規模施設の整備については、事業者が責任を持って環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

(3) 美化清掃

藤原地区において、環境省、栃木県、日光市及び地元関係者の負担により、栃木県自然公園美化推進協議会藤原支部が活動し、清掃を実施している。引き続き、各関係者が協力し、藤原地区の美化の推進を図ることとする。

この活動に加え、次の基本方針により地域の美化清掃の推進を図られるよう関係者に協力を求めるものとする。

ア ゴミの持ち帰り運動の推進

イ ボランティア団体の育成及び各地域で活動している既存ボランティア団体への援助

ウ 十分な管理、回収が可能な場所以外のゴミ箱の撤去

エ 車道沿線については、道路管理者による積極的な清掃の励行

オ 山岳地におけるゴミ処理については、原則として山岳地からの搬出処理

カ 溪流釣り利用者への清掃啓発活動の呼びかけ

(4) 関連施策との連携

国立公園における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法だけでなく、各種関連法令やそれに基づく施策によって実施されていることから、さらに緊密な連携に努め、各主体の協力の下で効果的な推進を図る。

鬼怒川・栗山地域は、国有林が多くを占めることから、国有林の管理経営の方針と整合を図り、国有林の協力を得ながら公園管理を推進する。

4 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 各利用施設の整備方針

各利用施設の国立公園事業者又は施設設置者(以下、「国立公園事業者等」という。)を中心に、次の方針により快適な利用環境の確保に努める。

- ・ 国立公園事業者等は、快適な利用環境の確保を基本として、老朽化した施設の撤去や再整備等を進める。
- ・ 国立公園事業者等は、利用拠点においては宿泊施設、休憩所等の建築物をはじめとする各種施設のデザインに統一性を持たせるとともに、地域の自然環境の保全についても配慮する。なお、標識類の整備に当たっては、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(平成9年)を参考とするものとする。
- ・ 国立公園事業者等は、整備にあたってユニバーサルデザインを積極的に導入するなど、さまざまな人が快適に利用できるように配慮する。また、可能な場合は、車椅子により利用できる施設となるように整備を行う。

- ・ 国立公園事業者等は、汚水処理等の設備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減する。
- ・ 国立公園事業者等は、道路の整備に際しては、側溝に斜路を設ける等、野生動物の生息環境に配慮した工法を検討する。
- ・ 国立公園に係る関係行政機関は、上記各項目について指導するとともに、利用拠点における良好な風致の維持とそれを利用した地域の活性化に向けて、地域住民が一体となった取り組みが円滑に行われるよう配慮、助言及び支援を行う。
- ・ 国立公園に係る関係行政機関は、上記の各項目の取り組みが行われる際は、当該取り組みが円滑に行われるように配慮、支援を行う。

(2) 各利用施設の管理方針

各利用施設の国立公園事業者等を中心に、次の方針により快適な利用環境の確保に努める。

- ・ 国立公園事業者等は、その責任において各利用施設及びその周辺における快適な利用環境を維持する。
- ・ 国立公園事業者は、施設の老朽化により周辺の風致に悪影響を与えることがないよう留意して各利用施設の維持管理を行う。
- ・ 国立公園事業者は、利用者の安全に十分配慮して各利用施設を維持管理する。
- ・ 国立公園事業者等は、適切な保守により、汚水処理等の設備がその能力を發揮できるようにする。
- ・ 国立公園事業者等は、各利用施設から排出される廃棄物については、処理方法を十分に検討の上、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理する。また、国立公園では、持ち込んだゴミの持ち帰り運動を実施していることから、ゴミの持ち帰りの普及啓発に協力する。
- ・ 国立公園事業者等は、国立公園においては地域本来の自然に親しめることが重要であることを踏まえ、地域外から動植物を持ち込むことを避けるよう努めるとともに、外来生物に関する普及啓発や除去に協力する。
- ・ 事業執行者等は、国立公園における施設であることを踏まえ、利用者が自然に親しむ機会を増やすことができるよう留意する。
- ・ 国立公園に係る関係行政機関は、上記各項目について実施されるよう指導するとともに、必要に応じて助言、支援を行う。

(3) 利用にあたっての遵守事項

利用者は、次の事項を認識して施設を利用するものとし、国立公園に係る関係行政機関は、必要に応じて指導、普及啓発を行う。

- ・ 登山道や自然探勝路については、人の管理が十分に行き届かない自然の中に設置されていることを踏まえ、整備がなされている道であっても、利用者の自己責任の下で利用するものとする。
- ・ 登山道や自然探勝路に自転車を乗り入れることは、歩行利用者の安全性を損ない、歩道及び周辺の環境を破壊する恐れがあるため、行わないものとする。
- ・ 山岳地域への犬などペットの持ち込みについては、他の利用者への配慮として自粛するものとし、特に、脆弱な自然を有する鬼怒沼及び女峰山・太郎山山頂付近へのペットを連れての登山は行わないものとする。

- ・ 国立公園におけるゴミ持ち帰り運動を認識し、公園内で購入したものを当該購入場所でゴミとして引き取ってもらう場合以外は、原則としてゴミを持ち帰ることとする。

(4) 歩く利用の推進

鬼怒川・栗山地域の利用形態としては車での通過利用が多い現状にあるが、国立公園の自然や地域文化とのふれあいを図るため、関係者が協力して歩く利用を推進を図る。そのため、利用者が散策や自然探勝を行うことができる歩道の整備及び管理並びに広報などについて、必要に応じ関係者が協力することとする。特に、鬼怒川温泉地域及び川治温泉地域については、廃墟となっていた建築物を取り壊す地域再生の取り組みが進んだことから、この取り組みをいかして歩く利用の推進を図る。

(5) 奥鬼怒林道に関する取扱い

奥鬼怒林道については、女夫淵温泉より先は一般車通行止めとなっており、奥鬼怒温泉の送迎バス以外の利用者の車両は通行できなくなっている。今後とも、奥鬼怒林道の拡幅等を実施することがないように扱うとともに、当該車両規制について奥鬼怒林道の管理者により継続する。

5 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成22年4月1日付け環自国発第100401003号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、以下の取扱方針に適合しない既存施設については、改築時等に統一するよう指導を行うものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道 路 (車道)	全域	① 基本方針 (1) 風致景観及び自然環境の保全に十分配慮し、特に山岳地域においては大幅な地形改変を生じないように配慮する。 (2) 快適な公園利用を図るために車道からの眺望に留意したルート選定を行うとともに交通安全に留意する。 (3) 工事に伴う支障木の伐採は必要最小限とするとともに、修景を行う等必要な措置をとる。ただし、展望の優れた箇所では、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図る。 (4) 野生動物の活動を妨げないように配慮された道路構造とする等野生生物の保護に十分配慮する。

		<p>(5) 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を及ぼさない範囲内において歩道の併設を検討する。</p> <p>② 法面処理方法</p> <p>(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを最小限とし、その法面は、3(2)イ修景緑化指針を参考に原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景緑化されるものであること。</p> <p>(2) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いたものであること。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、使用資材に顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p> <p>(3) モルタル吹き付け又は法枠工については、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとし、使用資材に顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p> <p>③ 残土処理方法</p> <p>残土は原則として公園区域外に搬出し適切に処理するものとする。ただし、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合は、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること。</p> <p>(2) 土砂が流出及び崩壊しないよう、措置が十分に講じられたものであること。</p> <p>(3) 処理跡地は、3(2)イ修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>④ 修景緑化方法</p> <p>(1) 支障木で移植可能なものについては、できる限り移植するものであること。</p> <p>(2) 工事に伴い裸地化した場所は、3(2)イ修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>(3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、3(2)イ修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育</p>
--	--	---

		<p>する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>⑤ 附帯施設の取扱い</p> <p>安全を確保する上で必要最小限の規模に留め、次の要件に適合したものとすること。</p> <p>(1) 交通安全柵は、極力利用者の視線を遮らないものとし、原則としてポールの色彩を焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げとしたガードケーブル（ガードロープ）等であること。</p> <p>やむを得ずガードレール又はガードパイプを使用する場合には、全体を焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げとしたものであるか、ガードレールの谷側を焦げ茶色にしたものであること。</p> <p>(2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防護柵等の金属部分の色彩については、原則として焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p> <p>(3) 駐車場、公衆便所、案内所等のその他附帯施設については、3園地の取扱いと同様とする。</p>
2 道路 (歩道)	全域	<p>① 基本方針</p> <p>(1) 山岳登山ルートである湯元日光沢線、中宮祠野門線及び女夫淵尾瀬沼線については、高山植生等の保護及び利用者の安全に配慮した施設とする。</p> <p>また、探勝歩道である鬼怒川鶏頂山線については、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ自然を学習するルートとするとともに、利用者の安全に配慮した施設とする。</p> <p>(2) 雨水による浸食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう整備するものとし、木道、立入防止柵及び排水溝の設置等必要な措置をとる。</p> <p>(3) 既に浸食等により荒廃が生じている区間については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策をとる。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>附帯施設については、3園地の取扱いと同様とする。</p>
3 園地	全域	<p>① 基本方針</p> <p>樹林地、展望地等各地区の特性に応じて、現地形を生かし、自然環境に十分配慮した施設として施設の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック</p>

	<p>ク、風景鑑賞等、自然とのふれあいが高まるように配慮する。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>附帯施設は必要最小限の規模に留め、休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等を設置する場合には、周辺の風致景観に調和した施設とし、利用性及び管理面を考慮するとともに、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 建築物（展望施設等の特殊な形態のものは除く。）</p> <p>ア 規模 最高部の高さ（避雷針、煙突及びアンテナ等を除いて算定した建築物の高さ。以下同じ。）が13m以下であること。</p> <p>イ 屋根</p> <p>(ア) 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。</p> <p>(イ) 勾配は10分の2以上であること。</p> <p>(ウ) 色彩は黒又は焦げ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りでない。</p> <p>ウ 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、ベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。</p> <p>(2) 標識類 全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるために必要な解説板等を適切に設置したものであること。</p> <p>(3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保したものであること。</p> <p>③ 管理運営方法</p> <p>(1) 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものであること。</p> <p>(2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全の確保及び自然環境の保全を図ること。</p>
--	---

		<p>(3) ゴミ箱、吸い殻入れは、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り運動を推進するとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施すること。</p> <p>(4) 展望台においては、良好な展望を確保するため、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図ること。</p>
4 宿 舎	共通事項	<p>① 基本方針 各地域の利用形態に対応し、自然景観及び歴史的景観との調和に配慮した快適な利用を促進する宿泊施設とする。 なお、事業の対象とする宿舎は、旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるもので、宿泊定員30名以上のものとする。</p> <p>② 位置・規模 次の要件に適合したものとすること。 (1) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り後退したものであること。 (2) 建築物の最高部の高さ等は地区ごとの要件によること。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとすること。 (1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は黒又は焦げ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、又は増改築であって既存部分と同色にする場合にはこの限りでない。 (2) 壁面 できる限り木材や石材等の自然材料を多用した、重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、ベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。</p> <p>④ 附帯施設の取扱い (1) 駐車場は、原則として風致上の支障のない範囲内において収容力に見合うよう確保するものであること。</p>

		<p>(2) テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）に適合するものであること。</p> <p>(3) 敷地境界線に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設置しないものとし、やむを得ず設置する場合には、生け垣等風致に配慮したものであること。</p> <p>(4) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は次の要件に適合したものとし、スポンサー名付きの店名表示は原則として行わないこと。</p> <p>ア 広告物は、できる限り建築物下部に設置したものであること。</p> <p>イ 材料は、原則として木材、石材等の自然材料であること。</p> <p>ウ 色彩は、木材、石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色（焼板仕上げも可）とすること。</p> <p>エ 文字は原色を避け、原則として白色及び黒色であること。</p> <p>オ 照明を用いる場合にあっては、原則として光源は白色系とし、動光又は点滅を伴わないものであること。</p> <p>(5) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いたものであること。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとするとともに、使用資材に顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p> <p>(6) 汚水浄化施設を設置する場合には、できる限り放流水質が良いものであること。</p> <p>⑤ 修景緑化方法 自然植生はできる限り残すものとし、敷地内（特に建築物の正面及び道路との間）には、3(2)イ修景緑化指針を参考に、必要に応じて修景のための植栽を行うものであること。</p> <p>⑥ 管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものであること。</p>
--	--	--

		<p>⑦ その他 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮したものであること。</p>
	鬼怒川宿舎 川治温泉宿舎	<p>① 位置・規模 原則として、共通事項②によるほか、建築物の最高部の高さ（塔屋を除いた最低地盤面から最高部まで）は50m以下であること。 ただし、同一敷地内の地盤に高低差があり、それぞれの地盤上の施設が渡り廊下で接続されていて、2棟以上に分かれるものについては、それぞれの地盤上の施設ごとに高さを測定するものとする。</p> <p>② デザイン、色彩、材料 原則として、共通事項③によるほか、屋根の形状を勾配屋根とすることができない場合には屋根に似せたパラペットを設ける等、見かけ上屋根をもったものと見なせるような形態とすること。</p>
	湯西川宿舎	<p>① 位置・規模 原則として、共通事項②によるほか、建築物の最高部の高さ（塔屋を含む。）は25m以下であること。 ただし、地盤が主要道路（五十里湖黒部線道路）から下がっている場合は、主要道路面から25m以下かつ最低地盤面から30m以下であること。</p>
	川俣温泉宿舎	<p>① 位置・規模 原則として、共通事項②によるほか、次の要件に適合したものであること。 (1) 壁面が主要道路（川治女夫瀨温泉線道路及び逆川川俣線道路）の路肩より10m以上後退できない場合の軒高は13m以下かつ3階建て以下であること。 (2) 壁面が主要道路の路肩より10m以上後退する場合高さ（塔屋を含む。）は30m以下であること。 ただし、地盤が主要道路面より下がっており、主要道路面より測定して軒高が13m以下の場合はこの限りでない。</p> <p>② デザイン、色彩、材料 原則として共通事項③によるほか、屋根の形状を勾配屋根とすることができない場合に、主要道路路肩より10m以上離れた部分について、屋根全体がパ</p>

		ラペット等の見かけ上の屋根で、陸屋根部分が屋根相当部分の全体面積の30%以下である場合については、この限りでない。
女夫渚温泉宿舎	① 位置・規模 原則として、共通事項②によるほか、建築物の最高部の高さ（塔屋を含む。）は25m以下であること。 ② 修景緑化方法 共通事項⑤と同様とする。 なお、植栽に際しては現地に生育する植物と同じ樹種を用いるものであること	
奥鬼怒温泉宿舎	① 規模 共通事項②と同様とする。 なお、建築物の規模は次の要件に適合したものであること。 (1) 敷地内の既存建築物の高さが15m以下、かつ3階建て以下である場合 ア 宿泊施設の建築面積の総計（渡り廊下の面積は除く。）は、1,000㎡、又は既存の規模を超えないものであること。 イ 高さ（塔屋を含む。）は、地盤が女夫渚尾瀬沼線歩道から下がっている場合においては、歩道面からの高さが15m以下で、かつ最低地盤面からの高さが20m以下であること。 (2) 敷地内の既存建築物の高さが10m以下、かつ2階建て以下である場合 ア 宿泊施設の建築面積の総計（渡り廊下の面積は除く。）は、1,500㎡を超えないものであること。 イ 高さ（塔屋を含む）は、地盤が女夫渚尾瀬沼線歩道から下がっている場合においては、歩道面からの高さが10m以下で、かつ最低地盤面からの高さが13m以下であること。 ② 附帯施設の取扱い 共通事項④ (2)～(6)と同様とする。 ③ 修景緑化方法 共通事項⑤と同様とする。 なお、植栽に際しては現地に生育する植物と同じ樹種を用いるものであること。	

5 避難小屋	全域	<p>① 基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮した施設とする。 なお、維持管理が可能な範囲でトイレの設置を検討する。</p> <p>② 規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 4 宿舎、共通事項③と同様とする。ただし、視認しやすくするために必要性が高いと認められる場合には赤茶色の屋根も許容する。</p> <p>④ 管理方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努めること。</p>
6 休憩所	全域	<p>① 基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮した施設とする。</p> <p>② 施設の規模等 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等を設置する場合には、周辺の自然環境に調和したデザインとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 建築物（展望施設等の特殊な形態のものは除く。） 3 園地② (1)と同様とする。</p> <p>(2) 標識類 3 園地② (2)と同様とする。</p> <p>(3) 駐車場 3 園地② (3)と同様とする。</p> <p>③ 管理運営方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用者指導を行い、周辺の清潔の維持に努めるものであること。</p>
7 スキー場	全域	<p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日環自国第315号）によるほか、以下によるものとする。</p>

		<p>① 基本方針 自然環境の保全と利用者の安全に配慮した施設とする。</p> <p>② 施設の規模等 事業施設の新設又は増設に当たっては、利用者数、駐車場の収容台数等を勘案の上、利用上必要最小限の規模で次のとおり整備するものであること。</p> <p>(1) 滑降コース及びゲレンデ 安全性に配慮した必要最小限の規模とし、次の要件に適合したものであること。</p> <p>ア 位置 災害の危険性がなく、大規模な造成を伴わない位置であること。</p> <p>イ 規模及び幅員 滑降コースの幅は50m以下とし、安全性を考慮して適切に配置するものであること。</p> <p>ウ コース、ゲレンデ間の間隔 ゲレンデ、滑降コースの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つものであること。</p> <p>エ 造成方法 原則として自然地形を生かしたものであること。</p> <p>オ 修景緑化方法 造成後、コース、ゲレンデの周囲等は、危険防止及び防災上の十分な処置を講じた上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものであること。</p> <p>(2) スキーリフト等 次の要件に適合したものであること。</p> <p>ア 位置 災害の危険性がなく、大規模な自然環境の改変が生じない位置に設置するものであること。</p> <p>イ 規模 安全性に支障がない範囲で、支柱の高さをできる限り抑えたものであること。</p> <p>ウ 色彩 支柱の色彩は焦げ茶色とし、搬機の金属部分は亜鉛メッキ等の目立たない色彩のものとすること。</p> <p>(3) 建築物 休憩所、従業員宿舎、食堂等の建築物は、次の要件に適合したものであること。</p>
--	--	---

		<p>ア 規模 最高部の高さは13m以下であること。</p> <p>イ 屋根 (ア) 形状は、原則として切妻、寄棟等の勾配屋根であること。 (イ) 勾配は10分の2以上であること。 (ウ) 色彩は原則として焦げ茶色であること。</p> <p>ウ 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩はベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。</p> <p>(4) 標識類 スキー場全体として統一のとれたデザインとし、次の要件に適合したものであること。 ただし、利用者の安全確保のために設けられるものについてはこの限りでない。 ア 原則として木材を用い、色彩は焦げ茶色であること。 イ 商品名を掲出しないものであること。 ウ 設置された標識類が汚損した場合には、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うものであること。</p> <p>(5) ナイター施設 ナイター施設を設ける場合には、野生動物の生息環境に影響を及ぼさないよう配慮したものであること。 また、支柱の高さはできるだけ抑えるとともに、その色彩は焦げ茶色であること。</p> <p>(6) その他の施設 管理道路、駐車場を設ける場合には、風致上の支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模で計画するものであること。</p> <p>③ 管理運営方法 利用者の安全を十分に確保するための管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮したものであること。 (1) スキー場内におけるパトロール体制及び救急医療体制を強化し、利用者の安全を確保すること。 (2) スキー場内は、事業者により清掃を適切に行うこと。</p>
--	--	--

		<p>④ その他</p> <p>(1) スキー場内の清潔を保持するとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について啓発活動及び広報の強化を行い、適切に利用指導を行うものであること。</p> <p>ア ゴミの投げ捨てを防止すること。</p> <p>イ その他、利用の適正化に関すること。</p> <p>(2) 拡声器等の使用は、利用者の安全確保及び環境保全上の指導等必要最小限に留めること。</p>
8 駐車場	全域	<p>① 規模 必要最小限の規模とする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所等を設置する場合には、周辺の風致景観に調和したものとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 建築物</p> <p>ア 規模 最高部の高さは13m以下であること。</p> <p>イ 屋根</p> <p>(ア) 形状は、切妻、寄棟等の勾配屋根であること。 ただし、特殊な建築物を除く。</p> <p>(イ) 勾配は10分の2以上であること。</p> <p>(ウ) 色彩は原則として焦げ茶色であること。 ただし、銅板又は黒灰色の和瓦を用いる場合にあってはこの限りでない</p> <p>ウ 壁面 自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩はベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。</p> <p>③ 管理方法 管理体制を明確にするとともに、事故防止に十分配慮するものであること。</p>
9 一般自動車道	山王峠八丁湯線	1 道路（車道）と同様とする。

10 索道運送 施設	鬼怒川温泉丸 山線	① 基本方針 自然環境の保全に配慮した施設とする。 ② 施設の規模、色彩等 (1) 索道 7スキー場② (2)と同様とする。 (2) 建築物 7スキー場② (3)と同様とする。
---------------	--------------	--

(2) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成22年4月1日付け環国自発100401006号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第33項の規定に基づき環境大臣が定めた「日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例」（平成12年10月12日付け環境省告示第68号(改正：平成14年12月5日付け環境省告示第81号)）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」（平成22年4月1日環自国発第100401008号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、以下の取扱方針に適合しない既存施設については、改築時等に統一するよう指導を行うものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① 基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意する。 なお、市街化している地域においては、良好な町並み景観やアメニティの創出に配慮する。 ② 位置・規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要利用道路からできる限り後退したものであること。 ③ デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものであること。 (1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は黒又は焦げ茶色であること。

	<p>ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、ベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。</p> <p>④ 修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の樹木はできる限り残したものであること。 また、工事により裸地化した場所や建築物周囲等については、3(2)イ修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、必要に応じて修景緑化されるものであること。</p> <p>⑤ その他 (1) 敷地境界に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設置しなければならない場合には生け垣等風致に配慮した方法を用いたものであること。 ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設置しなければならない場合及び安全上遮蔽物を設けることが必要な場合には、建築物の周囲に必要最小限の規模で設置できるものとし、その場合の色彩は③(2)に準じたものとする。</p> <p>(2) 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮したものであること。 また、擁壁を用いる場合にあつては、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いたものであること。</p>
(2) 車 道	<p>① 基本方針 安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とする。 また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮する。</p> <p>② 法面処理方法 (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、3(2)イ修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景緑化されるものであること。</p> <p>(2) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いたものであること。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p>

	<p>(3) モルタル吹き付け又は法枠工については、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p> <p>③ 残土処理方法 残土は原則として公園区域外に搬出し適切に処理するものとする。ただし、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること。 (2) 土砂が流出及び崩壊しないような措置が十分に講じられたものであること。 (3) 処理跡地は、3(2)イ修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>④ 修景緑化方法 (1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植すること。 (2) 工事に伴い裸地化した場所は、3(2)イ修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。 (3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、3(2)イ修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>⑤ 附帯施設の取扱い 安全を確保する上で必要最小限の規模に留め、附帯施設を設置する場合は、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 交通安全柵は、利用者の視線をなるべく遮らないものとし、原則としてポールを焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げとしたガードケーブル（ガードロープ）等であること。 やむを得ずガードレール又はガードパイプを使用する場合には、全体を焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げとしたものであるか、ガードレールの谷側を焦げ茶色にしたものであること。 (2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防護柵等の金属部分の色彩については、原則として焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p>
<p>(3) 電柱・ 鉄塔・ア ンテナ</p>	<p>① 基本方針 主要道路よりできる限り離れた位置、又は建築物の背後に設置する。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側等風致支障のない位置に設置する。 なお、特別保護地区、第1種特別地域及びその他風致景観の保護を図るべき地域においては、電線等は原則として地下埋設とし、既存の電線等は更新時に極力地下埋設にする。</p>

	<p>② 規模、構造、色彩 高さ、本数とも必要最小限であること。 電柱及びアンテナの高さは、原則として13m以下であること。 なお、電柱として木柱を使用しない場合には、その色彩は原則として焦げ茶色であること。 また、鉄塔、アンテナは、原則として焦げ茶色又は灰色とし、近接して設置する場合にはその統一を図り、背景が山岳等の場合は焦げ茶色、山稜線から突出する場合は灰色としたものを基本とすること。</p> <p>③ その他 (1) 電力柱と電話柱が並列する場合の電線は、原則として共架したものであること。 (2) 電柱等への広告、看板類は、掲出しないこと。</p>
(4) 自動販売機	<p>① 基本方針 自動販売機は、原則として建築物に併設するものとし、道路脇に単独で設置しない。</p> <p>② 設置場所、色彩等 次の要件に適合したものとする。 (1) 設置場所は軒下で、かつ、建築物壁面と同一面に納まるものであること。 また、壁面と同一面に納めることが不可能な場合には、木材の化粧板で覆う等、修景に配慮したものであること。 (2) 自動販売機の色は建築物と調和のとれたものであること。 (3) 空き缶等の回収が適正に行われるものであること。</p>
(5) 砂防・治山施設	<p>① 基本方針 主要な利用動線や展望地から展望する場合の著しい妨げにならないよう留意する。地形の改変及び支障木の伐採は必要最小限とし、植生による法面保護を推進する等、風致景観及び自然環境の保護に十分配慮する。</p> <p>② 材料、色彩 (1) 構造物は、可能な場合には木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いたものであること。なお、コンクリートを用いる場合には、木材、自然石等による化粧張りや化粧型枠の使用、顔料の混入などにより風致景観に配慮すること。 (2) モルタル吹き付け又は法枠工については、緑化を中心とした施工ができない場合にのみ用いるものとし、必要に応じて、顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p> <p>③ 残土処理方法 1 工作物(2)③残土処理方法と同様とする。</p>

	<p>④ 修景緑化方法 法面や工事に伴い裸地化した場所は、3(2)イ修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>⑤ その他 工事中道路については、原則として一般の車両が利用することのないよう措置されるものであること。</p>
(6) 照明施設	<p>① 基本方針 自然公園内では夜間の暗い風景も重要な風致景観であることから、必要最小限の数及び期間とする。自然物のライトアップについては、日長変化や繁殖阻害等動植物の生態に対しての影響を与える可能性があることから、行わない。</p> <p>② 設置場所、照明の色彩等 (1) 夜間における利用者誘導や表示等の必要性が認められるものであること。 (2) 光源が白色系（黄白色を含む。）のものであること。 (3) 動光、点滅を伴うものでないこと。</p> <p>③ その他 温泉地において夜間に歩く利用の推進を図る場合には、地域の風致景観を損なわないよう計画されたものであること。</p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>(1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「自然公園内における森林の施業について（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>(2) 野生生物の生息又は生育環境の保全及び主要利用道路沿線等における風致景観の保護に特に配慮する。</p>
3 広告物等の設置、掲出又は表示	<p>① 基本方針</p> <p>(1) 商標広告及び営業地以外での社名広告（いわゆる野立広告物）は設置しない。</p> <p>(2) スポンサー名付きの店名表示は、原則として行わない。</p> <p>(3) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置する。</p> <p>(4) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図る。</p> <p>(5) 同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図る。</p>

	<p>② 設置場所</p> <p>(1) 主要展望方向には設置しないものとし、かつ、風致上支障のない箇所を選定したものであること。</p> <p>(2) 建築物壁面に掲出する場合は、できる限り建築物下部に設置する。</p> <p>③ 規模、材料、色彩、照明</p> <p>規模は極力抑え、次の要件に適合したものとすること。</p> <p>ただし、ガソリンスタンドの登録商標の広告物は、営業敷地内に限り一基まで認めるものとし、次の要件は適用しない。</p> <p>(1) 材料は、原則として木材、石材等の自然材料であること。</p> <p>(2) 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、白色又は黒色であること。</p> <p>(3) 照明を用いる場合にあっては、原則として白色系のスポットライト等を使用した外部からの照明であること。</p> <p>④ その他</p> <p>設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うものであること。</p>
<p>4 植物の採取等又は動物の捕獲等</p>	<p>① 基本方針</p> <p>自然の重要な構成要素である植物及び動物の適切な保護・管理が行われるよう、植物の採取又は損傷、動物の捕獲又は殺傷については、私的及び趣味的な採取等及び捕獲等を規制する。</p> <p>② 行為の目的、行為者の資格等</p> <p>行為の目的、行為者の資格、採取等及び捕獲等の対象及び方法については、次の要件に適合したものであること。</p> <p>ただし、植生復元に資するため又は外来植物の除去のため等の保護管理行為として行われる植物の採取等はこの限りではない。</p> <p>(1) 行為の目的について</p> <p>ア 学術研究上の目的で行われるもので、調査・研究の成果が学会等に公表されることになっているものであること。なお、採取等及び捕獲等により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているものであること。</p> <p>イ 標本類の採取等及び捕獲等のみを目的とするものでないこと。</p> <p>ウ 過去の研究・調査又は文献・資料によって知り得ない事実を明らかにするものであること。</p> <p>(2) 行為者の資格について</p> <p>ア 研究等の目的の場合は原則として、大学若しくはは公的研究機関（以下「研究機関等。」という）に所属する者又は公的研究機関から依頼を受けた者が、その機関の活動として行うものであること。ただし、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者が行うものである場合はこの限りでない。</p>

	<p>(ア) 申請に係る分野において、学術上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者</p> <p>(イ) 申請に係る分野に関する研究機関等より特に推薦を受けた者</p> <p>イ これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行った者でないこと。</p> <p>(3) 採取等及び捕獲等の対象及び方法について</p> <p>ア 採取等及び捕獲等により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>イ 行為目的を達成するため適当と認められる方法であり、必要最小限のものであること。</p> <p>ウ 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。</p>
<p>5 車馬等の使用又は航空機の着陸</p>	<p>基本方針</p> <p>ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日環自保第109号）のほか、以下の取扱いによる。</p> <p>車馬等の使用又は航空機の離着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮する。</p>

イ 普通地域

普通地域内における各種行為については、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成16年4月1日付け環自国発第040401004号）に基づき処理するとともに、ア. 特別地域及び特別保護地区の取扱方針（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

なお、建築物にかかるものについては、下記の取扱方針に基づき指導する。

(1) 建築物の規模等

- ① 建築物の高さは、25m以下であること。
- ② 総建築面積の敷地面積に対する割合は、30%以下であること。ただし、建築基準法で定められる用途地域については適用しない。
- ③ 建築物の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上、主要道路から20m以上離れていること。ただし、建築基準法で定められる用途地域については適用しない。
- ④ 主要展望地からの展望に著しい支障がないものであること。

(2) 建築物の意匠

- ① 屋根及び外壁の色彩については、周囲の自然と調和する目立たない色を使用するものであること。
- ② 屋根の形状については、周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。

(3) 緑地計画

- ① 敷地内の工作物（建築物、屋外運動施設、駐車場、道路等をう。）が設けられている土地以外の土地（以下「残地」という。）に現存する樹木は、原則として保存するものであること。
- ② 残地は、樹木を中心とする緑化を図るものであること。
- ③ 敷地面積に対する保存緑地の割合は、40%以上であること。ただし、建築基準法で定められる用途地域については適用しない。